

経営ダブルアシスト[®]

企業向けの
賠償補償

商品特長

1 一般の加入より最大約55%割引に加入できます!

※団体割引30%・過去の損害率による割引30%・役職員一括契約割引^{(*)1}10%もしくは5%

2 企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円／1災害あたり5億円まで補償します！

※業務中のケガなどにともなう入院・通院補償、万一死亡した場合や後遺障害を負った場合の死亡補償・後遺障害補償などの定額補償はもちろん、業務に従事する方の災害にともない法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

3 労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

4 加入者に保険金をお支払いします！

※事業補償型を選択した場合。

※災害補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。

※保険金の会社受取りには、ご加入時に補償対象者（代表となる方）の同意をいただくことが必要となります。

建設業の下請はもちろん、派遣社員・構内下請作業員も補償します！

5 事業主・役員^(*)、従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員^(*)、構内下請作業員^(*)も補償の対象に含めることができます。（^(*)オプション）

※政府労災の特別加入制度対象者である一人親方および事業主も補償の対象に含めることができます。

(*)1 [1-30%(団体割引)] × [1-30%(過去の損害率による割引)] × [1-10%(役職員一括契約割引)] ÷ 0.45 → 最大約55%割引

→ 補償内容（保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合等、詳細につきましては当パンフレット「経営ダブルアシスト(一般傷害保険)補償の内容」を必ずご参照ください。）

基本補償

企 業 向 け 事業者の民事上の
賠償金への備え
万が一の訴訟の場合は、
法律上の賠償責任を
最大1名あたり3億円
1災害あたり5億円
まで補償いたします！

従業員の方の業務中・通勤中の労災事故により、
使用者である企業等が法律上の賠償責任を負担された場合に
損害賠償金 **弁護士費用**
等の損害に対して保険金をお支払いします。

企 業 向 け 従業員の死亡・後遺障害への
臨時費用への備え
死亡保険金・後遺障害保険金を
お支払いするケースで、180日以内に
企業等が臨時に費用を負担された場合
事業主費用保険金 をお支払いします。

役 員・
従業員 向 け 万ーの備え
役員・従業員の方が業務中の事故
によりケガ^{(*)2}をされ、180日以内
に死亡された場合に
死亡保険金 をお支払いします。

役 員・
従業員 向 け 後遺障害の備え
役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)2}を
され、180日以内に後遺障害が発生された場合に
後遺障害保険金 をお支払いします。

役 員・
従業員 向 け 入院・手術の備え
役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)2}を
され、180日以内に入院・手術された場合に
入院保険金 **手術保険金** をお支払いします。

役 員・
従業員 向 け 通院の備え
役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)2}を
され、180日以内に通院された場合に
通院保険金 をお支払いします。

オプション

役 員・
従業員 向 け 休業の備え
役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)2}をされ、180日以内に就業不能となり、その期間
が免責期間(3日)を超えた場合に **傷害休業保険金** をお支払いします。



(*)2急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいいます。

商品改定実施！加入いただいた
会員さんの声を制度に反映しました！！

日射病・熱中症を補償して欲しい、補償範囲を拡大して欲しい、
保険料はできるだけ安くして欲しい、加入いただいた全国の中
央会会員の皆様の声を制度に反映しました。加入いただいた
会員の皆様によって補償内容はよりよいものになり、「経営ダ
ブルアシスト」はさらに役立つ制度へと成長していきます。



組合仲間が紹介してくれました。

山形県(飲食業)

協同組合の仲間から本制度を紹介してもらいました。組合の制度であること、保険料が割安で補償範囲が広いこと、そして何よりも組合の仲間が加入していることが加入のポイントです。私の業界ではパート・アルバイトさんも多く働いており、ちょっとしたケガをすることがあります。この制度はパート・アルバイトさんにも正社員と同じ補償ができる、安心して働ける、と言つてくれています。私にとってすごくうれしい言葉です。パート・アルバイトさんにできる限りかぎり長く働いてもらいたいですね。

役員・従業員向けの

定額補償

団体割引等適用のため、保険料が**最大約55%割引!!**

のダブル補償で守ります。

熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償します！（自動セット）

- 6 業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務上疾病」を補償します。
また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。
- 7 業務中の地震・噴火・これらによる津波等の天災によるケガ等も補償します！（オプション）
- 8 従業員の人数報告は不要で簡単。パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります！
- 9 入院保険金・通院保険金を1日目からお支払いします！
- 10 売上高等と業種に基づいて保険料を算出します！
- 11 保険料は全額損金処理の上、満期時の保険料精算は不要です！
- 12 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点ポイントになります！

WINクラブに
ご加入いただいたくと…

WINクラブにご加入いただいた皆様には企業経営を
サポートするために専門家によるメンタルケア・
カウンセリングサービスをはじめ、様々なサービスをご提供します。



（WINクラブとは）「Wide Information Network」の頭文字をとっており、原則として、日本国内に所在する法人を対象とし、中小企業向けの各種情報・サービスを無料で提供する会員制クラブです。弊社契約の有無に関わらず加入することができます。

【メンタルケア・ホットライン】の特長

Web相談



専門カウンセラーによるWeb相談（PC）



24時間365日対応

対面カウンセリング



予約制
(1人年間
5回まで)

電話相談



電話相談
(携帯・PHSからも可)

24時間365日対応



精神科医による電話相談
(携帯・PHSからも可)

予約制

ご存知
ですか？

労働安全衛生法第66条の8第1項・
労働安全衛生規則第52条の2は、
「月100時間以上の時間外労働を行った労働者には医師による面接指導を行う」旨を規定しています。

企業情報提供

取引先の概要を知りたい、取引先の財務状況は、といったご心配に全国全業種124万社のプロフィールを収録している企業概要データベースを活用し、お役に立てる情報をご提供します。

就業規則判断

加入者である中小企業経営者の方に簡単なアンケートをお答えいただくことにより、「現在の就業規則が現行法に適したものか」を診断し報告書をご提出いたします。また、専門知識が必要な場合は、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

助成金診断

加入者である中小企業経営者の方に簡単なアンケートをお答えいただくことにより、厚生労働省関係の公的助成金に関する受給可能性を診断します。また、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

法律・税務・人事労務 インターネット相談

法律・税務・人事労務に関する相談や質問をEメールで24時間・年中無休で受け付け、提携先の税理士・弁護士・社会保険労務士等の専門家がEメールでお応えします。

※1 このサービスは、WINクラブにご加入いただいた方が対象となります。経営ダブルアシストにご加入いただいている方は、別途、WINクラブのお申し込みが必要となります。

※2 詳細はWINクラブパンフレットをご参照ください。お問い合わせ・お申し込みは担当代理店までご連絡ください。



早い保険金支払いに満足です。

北海道(建設業)

私たちの業界では、労災上乗せ補償は必要不可欠です。ただし最近の環境は厳しいので少しでも保険料は安い方が良いですね。この制度はいつも相談に乗ってくれる組合の会報で知りました。あまり保険のことば詳しくないので保険料は安くても補償内容はどうなのだろうと思いましたが、ある工事現場で下請作業員が落下して骨折したときには労災保険の給付決定前に保険金が支払われ、ホッとしました。やはり中央会の制度は安心ですね。私にとっては経営事項審査の加点ポイントになることも加入理由の一つです。



中央会の方と代理店の対応にビックリ！

福岡県(運送業)

厳しい経済環境の中、従業員にも負担をかけていると思います。でもそれはウチだけではないでしょう。高額な労災事故の賠償請求の話は業界でもうわざになっていたところ、中央会の方と東京海上日動代理店さんから本制度の話を聞き、「これだ！」と思いましたね。代理店さんから「庸車」の言葉が出て、この業界のことを良く知っているな、と思い信頼できました。荷降し中の事故の際にはスピーディに対応してくれてますます加入してよかったです。頼れる制度ですね！